

○ 趣旨

高速ツアーバス等(※)については、平成25年7月末までに高速乗合バスに移行することとされているが、高速乗合バスへの移行に際してはバス停留所の確保が必要となる。バス停留所は、第一義的には各事業者が自らその確保に取り組むべきものであるが、高速ツアーバスの発着地点となる大都市圏のターミナル駅周辺等の地域には多数の関係者が存在し、既存のバス停留所の一部時間帯の利用や停留所の新設に係る調整は困難を要する。

このため、当該地域において、高速バス停留所調整ガイドラインを策定し、これに基づき、協議会を設置し、高速乗合バスへの移行に必要な範囲内で、バス停留所の確保に向けた調整を行う。

(※)「高速ツアーバス等」…高速ツアーバス及び会員制高速バス

○ バス停留所の確保のための調整の概要

①協議会の設置

地方運輸局は、関係者(道路管理者、警察等)と協議のうえ、バス停留所確保のために調整を行う必要がある地域において協議会を設置。

(主催者):地方運輸局(東京及びその周辺地域等については、必要に応じて本省自動車局も関与)

(構成員):高速ツアーバス関係団体・事業者、関係する乗合バス関係団体・事業者、駅前広場・バスターミナルの管理者・地権者、道路管理者、警察、自治体等

②バス停留所の確保

対象地域内の公道上のバス停留所(必要に応じて私有地内のバス停留所)を対象として、現状において使用していない時間帯を、高速ツアーバス事業者に対して配分するためのバス停留所として確保。必要に応じて、バス停留所の新設を検討。

③バス停留所の配分

高速ツアーバス事業者からの申請に基づき、バス停留所を配分。配分方法は、使用希望枠数に応じた比例配分。

○ スケジュール

平成24年11月7日～21日	ガイドラインのパブリックコメントの実施(15日間)
11月30日	ガイドラインの策定
12月上旬～:	各地域での協議会の設置、バス停留所の調整開始
平成25年 3月:	協議会における調整の終了
4～7月:	高速乗合バスへの移行に向けた許認可等の申請
7月末:	高速乗合バス制度への移行目標期限